

# 国民健康保険からのお知らせ

## 被保険者証の裏面の「臓器提供意思表示欄」をご存知ですか？

臓器移植とは、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下し、移植でしか治療できない人と死後に臓器を提供してもいいという人を結ぶ医療です。平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、生前に書面で臓器を提供する意思表示をしている場合に加え、本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供できるようになりました。

小郡市では、少しでも多くの方が臓器提供の意思表示にご協力いただけるよう、国民健康保険の被保険者証に「臓器提供意思表示欄」を設けています。自分の意思を尊重するためにも、臓器移植について考え、家族と話し合い、「提供する」、「提供しない」どちらかの意思を表示しておくことが大切です。



### 臓器提供の意思表示ができる人

#### 【臓器の提供を希望する意思表示】

★15歳以上の人

※実際の提供にあたっては、①本人の臓器提供を希望しない意思表示がなく ②家族の承諾があれば、15歳以下の人であっても提供が可能です。

#### 【臓器提供を希望しない意思表示】

★年齢の制限はありません。

### 記入方法

#### ①意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をつけてください。

#### ②提供したくない臓器の選択

1か2に○をした場合、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

#### ③特記欄への記載

皮膚などの組織提供も希望する人はその旨をご記入ください。

#### ④署名など

本人の署名と署名年月日を自筆で記入します。可能であれば、家族にも確認の署名をお願いします。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所 \_\_\_\_\_

備考 \_\_\_\_\_

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。  
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕 \_\_\_\_\_

署名年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

本人署名(自筆) \_\_\_\_\_ 家族署名(自筆) \_\_\_\_\_

被保険者証裏面に記載されている「臓器提供意思表示欄」

### 記入にあたっての注意事項

- 「臓器提供意思表示欄」の記入は任意です。記入を義務づけるものではありません。また、意思表示をしなかったことで、受けられる医療の内容に違いが出ることはありません。
- 「臓器提供意思表示欄」の記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。
- 「臓器提供意思表示欄」は、ボールペンで記入してください。
- 「臓器提供意思表示欄」を記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することができます。その場合は、二重線で消してから、あらためて変更後の意思を記入してください。

#### ■臓器提供についてのお問合せは…

(社)日本臓器移植ネットワーク 0120-78-1069 ホームページ(<http://www.jotnw.or.jp>)  
国保年金課国保係 72-2111内線424、425